

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年5月12日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県新居浜市菰生2861番地の4	
氏 名 有限会社ヒカリ開発	
代表取締役 白石 光	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0897478650	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社ヒカリ開発
事業場の所在地	愛媛県新居浜市菰生2861番地の4
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	203百万円
③ 従業員数	6名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	事業場において生じる産業廃棄物は収集運搬業者・処分業者(中間処理業者)に委託し再生資源化する。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排出量	1921 t	3 t
	(これまでに実施した取組) がれき類は中間処理施設にて全て再生利用している。 その他については、再生処理業者に委託し最終処分量の低減を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排出量	1900 t	2 t
	(今後実施する予定の取組) がれき類については100%再生利用の為、今後も再生利用に取り組む。 その他については、再生処理業者に委託し最終処分量の低減を図る。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限りアスファルト殻・コンクリート殻を分別し中間処理施設へ搬入する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した産業廃棄物は可能な限り分別し、速やかに中間処理施設へ搬入する。





②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	1900 t	2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1900 t	2 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>れき類については100%再生利用の為、今後も再生利用に取り組む。 その他については、再生処理業者に委託し最終処分量の低減を図る。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

取締役(建設副産物担当役員)

### 【役割】

- ・各工事現場からの産業廃棄物の集計
- ・電子マニフェスト入力
- ・紙マニフェストの帳簿作成
- ・行政に対する報告書等作成



各工事現場（責任者） 建設副産物責任者

### 【役割】

- ・各現場において産業廃棄物の適正分別
- ・産業廃棄物の集計